

業 務 委 託 仕 様 書

1 事業名

道路擁壁部支障枝剪定等業務委託

(右京区京北矢代中町馬場谷道ノ上他-一般府道佐々江京北線他)

2 業務の目的

佐々江京北線の矢代中町付近において、擁壁上から枝や蔓が道路側へせり出しており、通行車両の走行に支障を及ぼし始めている。また、当該箇所は直角に近い急な曲線部であることから、支障となる枝等を避けようとする車両が対抗車線へはみ出すなど、交通安全上の危険性も懸念されている。このため、以下に示す剪定及び伐採を実施することで、これらの危険要因を除去し車両の安全な通行を確保するものである。

また、本委託では、別途指定する箇所において、剪定枝等の処分を行う。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年10月6日(火)まで

4 履行場所

【1工区】

右京区京北馬場谷道ノ上 一般府道佐々江京北線

【2工区】

右京区京北柏原町不動 国道477号

5 業務範囲

別紙委託箇所図・対象エリア及び写真を参照

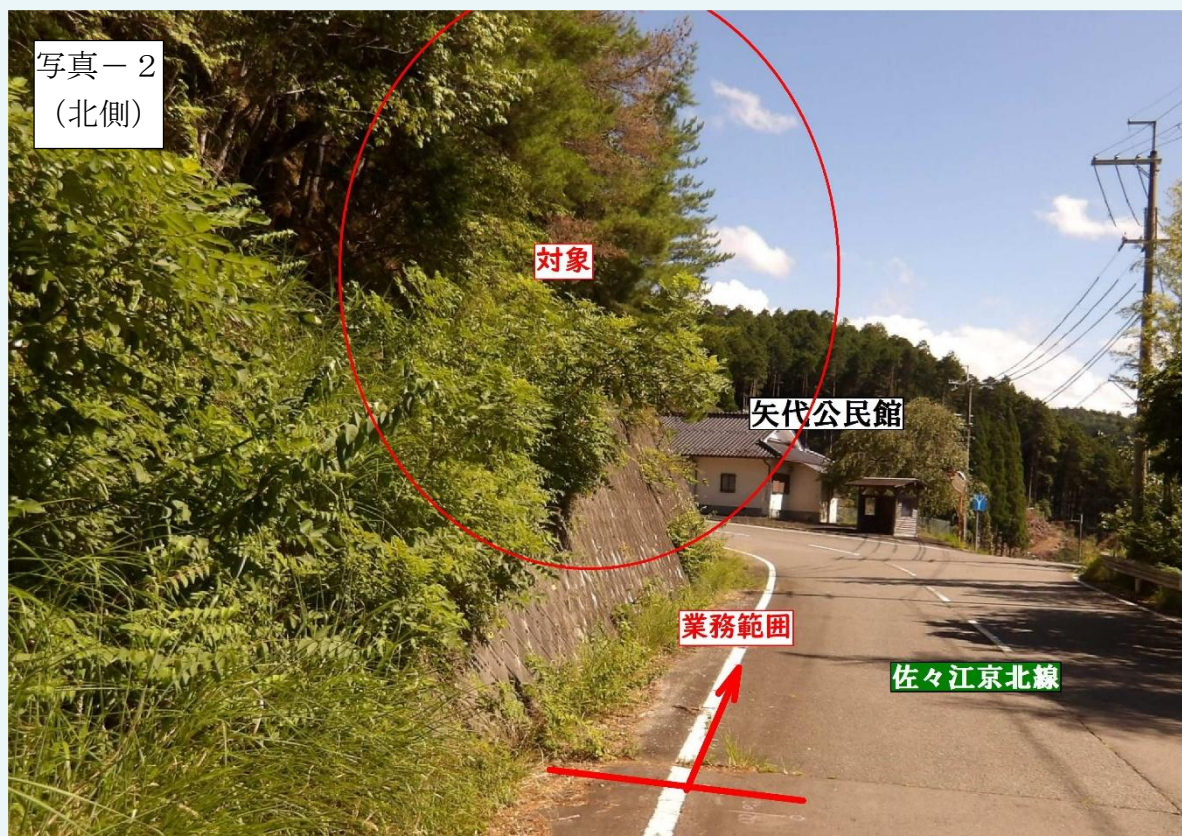
【1工区】

L=90m

写真－1
(東側)



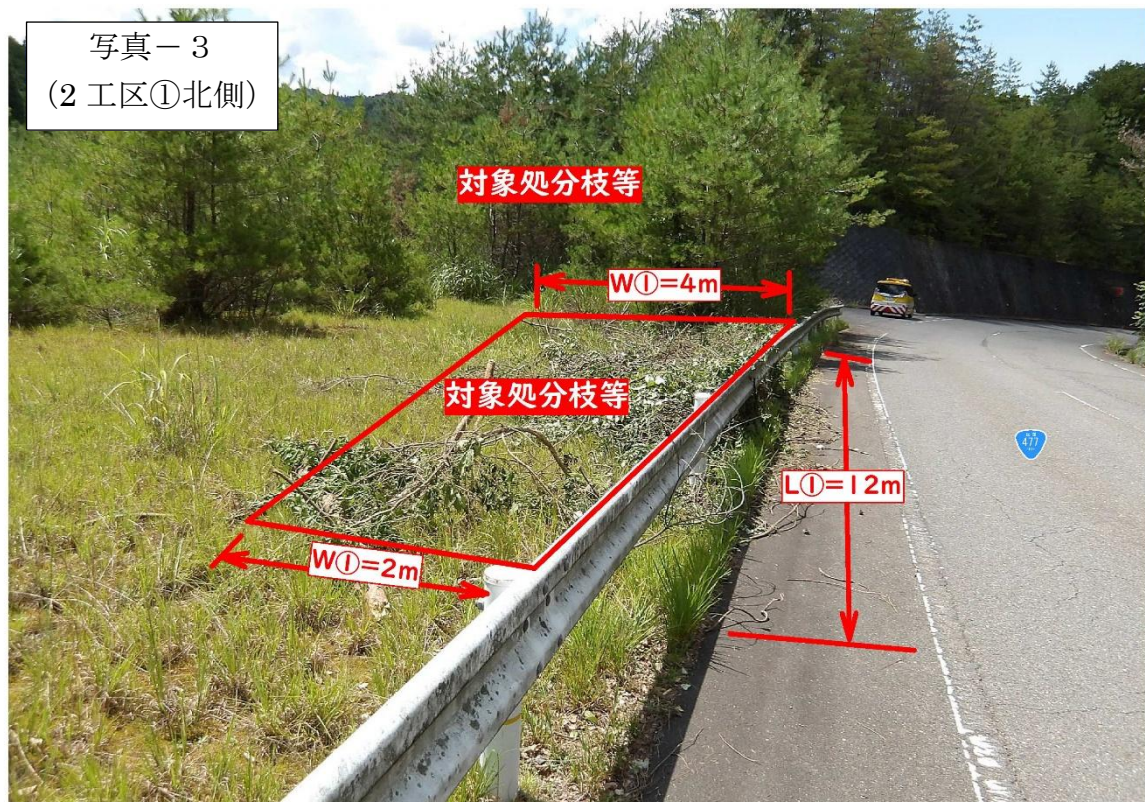
写真－2
(北側)



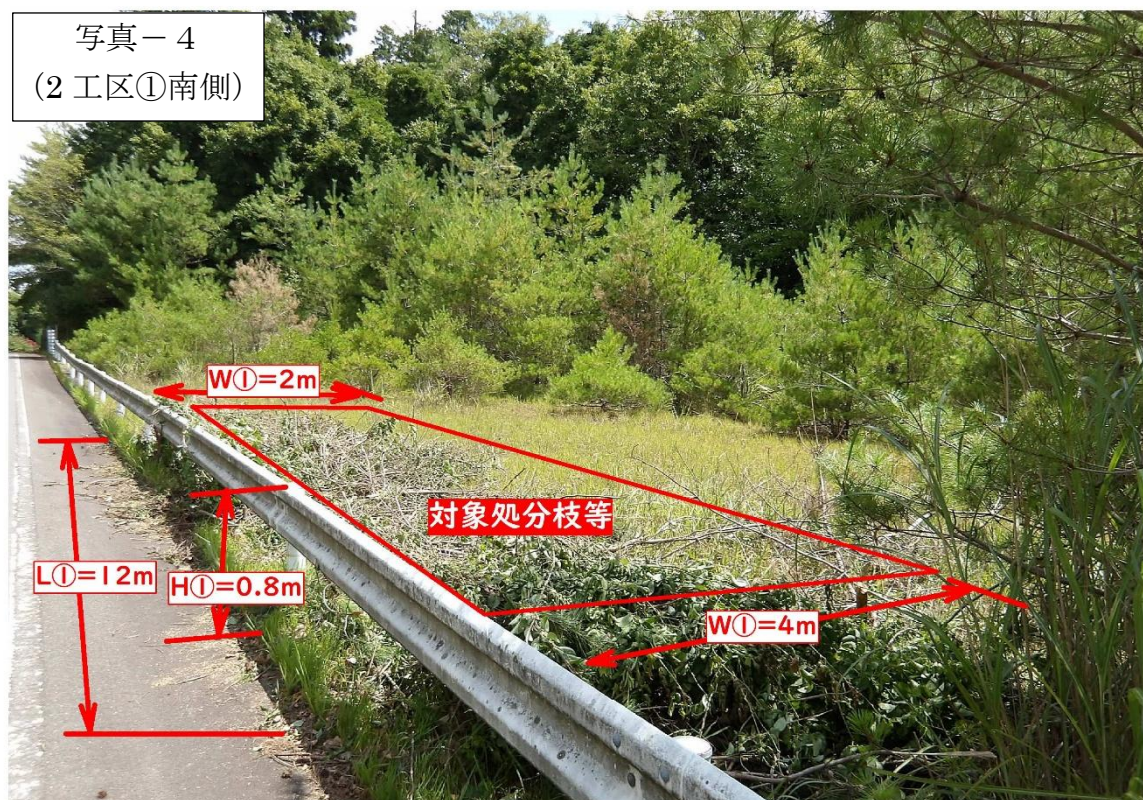
【2工区】

2箇所

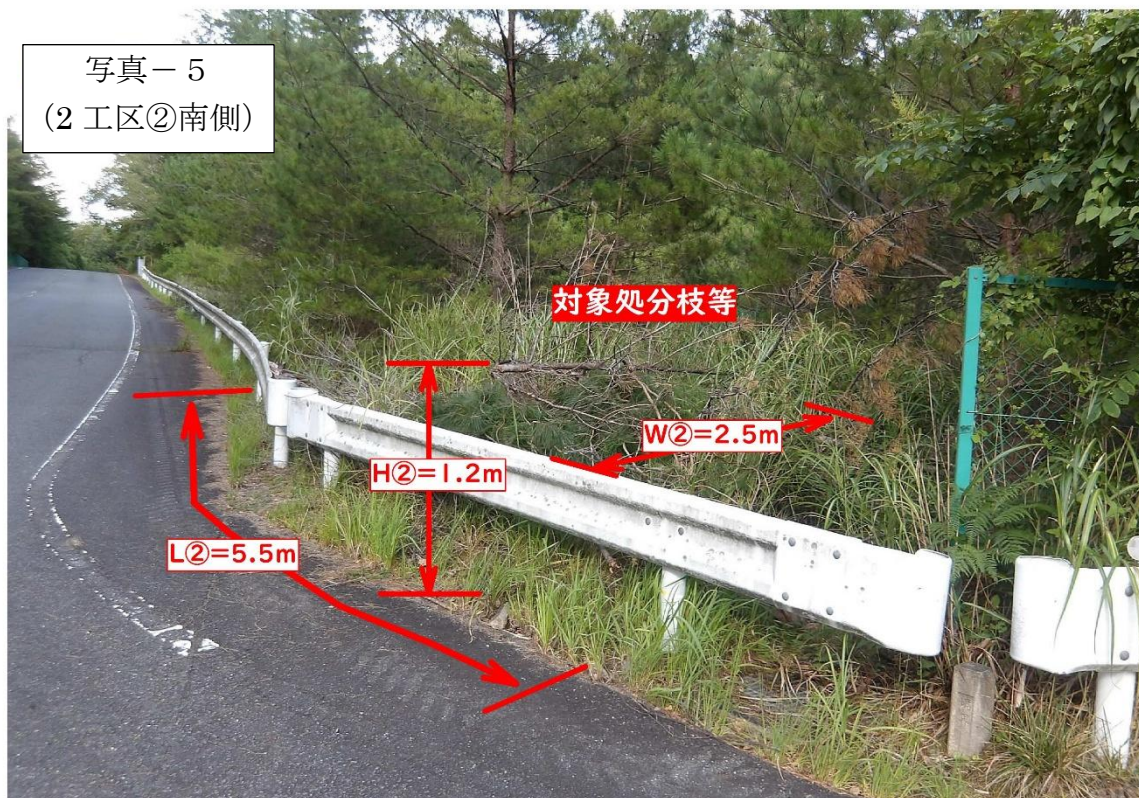
写真－3
(2工区①北側)



写真－4
(2工区①南側)



写真－5
(2 工区②南側)



写真－6
(2 工区②北側)

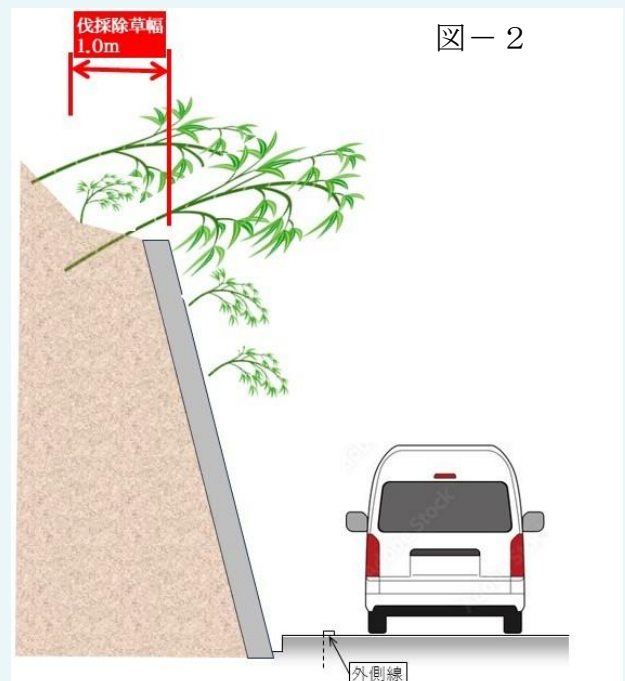
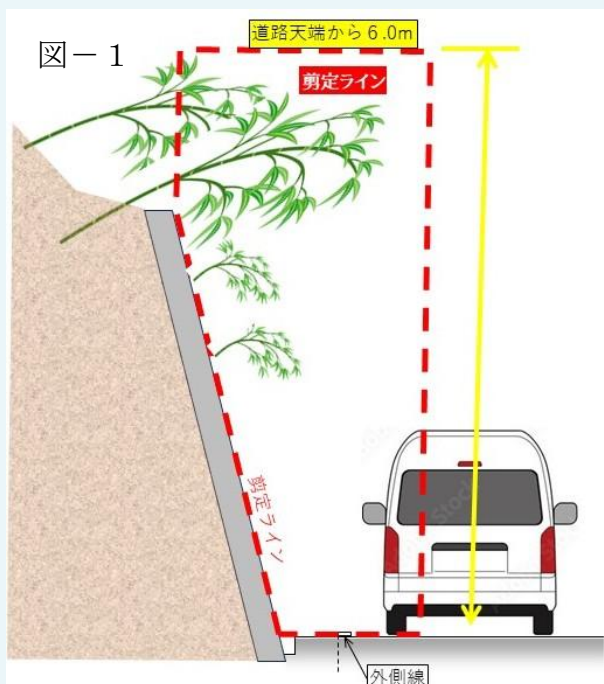


6 業務内容

【1工区】

道路擁壁や法面から張り出している支障枝が今回の剪定及び伐採の対象となる。剪定範囲は擁壁面及び道路面から6.0m までの高さとする(図-1)。

また、擁壁天端から1m幅分に生えている樹木や草は伐採や除草を行うなどして、除去の対象とする(図-2)。これらは高所作業を伴うため、受託者において十分な安全対策を実施すること。



伐採、剪定や除草等の業務上での発生材は受託者で処分する。

【2工区】

道路脇に仮置きしている地面上の枝葉等の積み込み及び運搬処分を行う(写真-3～6)。

【1・2工区】

発注者及び受託者双方が現地を確認したうえで、現地の業務完了とする。

7 見積項目

剪定等の作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、必要に応じて

準備費用、経費は必要に応じて任意に計上する。

内訳書には1工区の項目と2工区の項目をそれぞれ分けて記載する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において、適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書(様式 19)

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真(着手前、完了時、履行時)※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

(費用)

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。
- ・ 作業で生じた剪定材以外に、落下散在したごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、誘導員の配置など適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 作業は状況次第で道路規制を伴うことが想定される。またカーブで見通しが悪い場所もあるため、予告看板や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。
- ・ 事前に法面の形状と路側帯の確認を行い、作業場所の確保に努めたうえで、適切な安全作業を行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

(工程)

- ・ 地元への周知を行うため、実施予定日が確定した際は一週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 1工区の作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に3日から1週間前を目途として設置する。設置箇所については監督職員と事前に相談し決定する。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。変更扱いとはならないが、夏期作業による時間帯変更を求める場合、あらかじめ担当監督員と調整を図ること。

(その他)

- ・ 作業で生じた剪定材は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者へ提出すること。※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp
- ・ 作業時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処す

る。

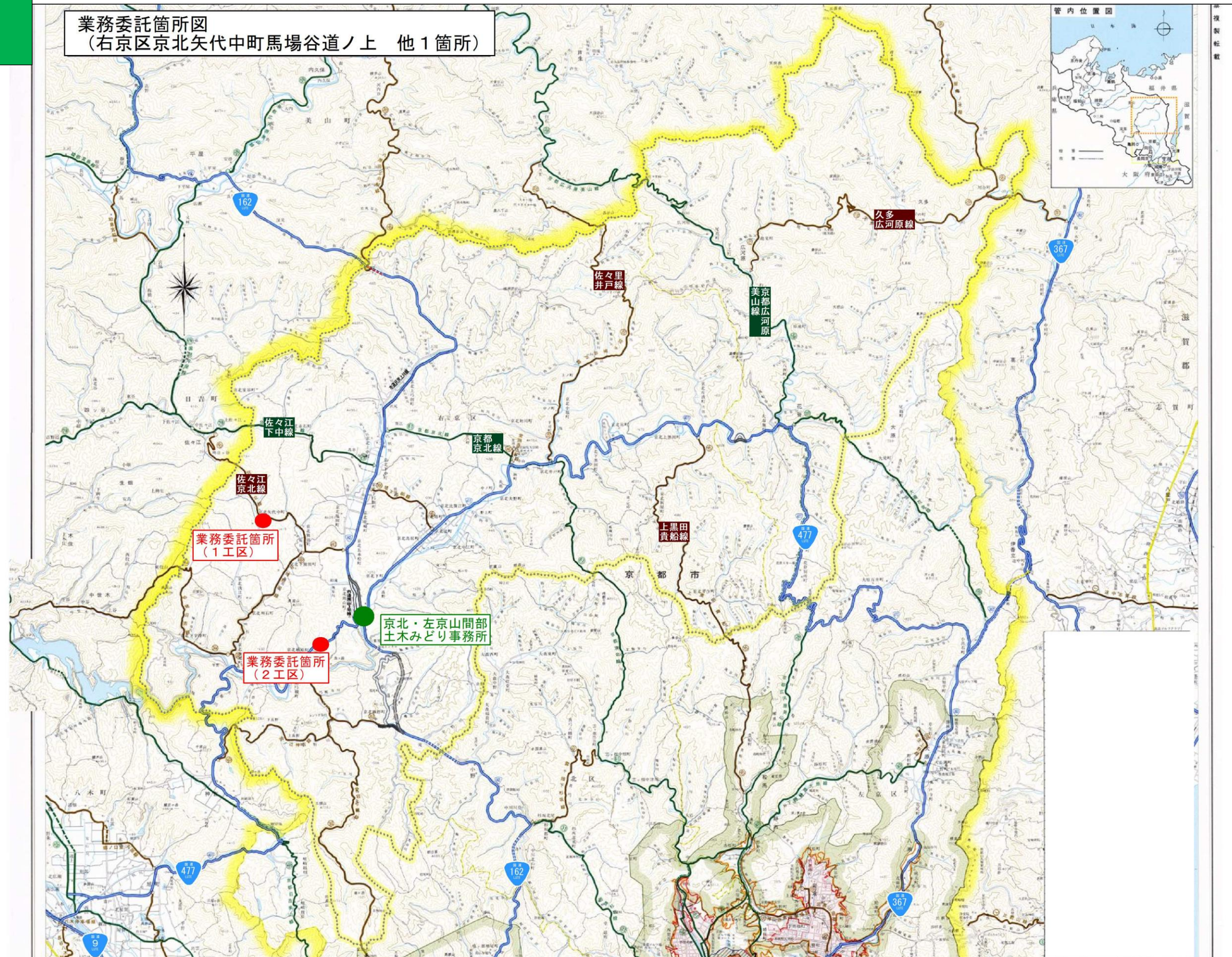
- ・山林が近接するエリアのため、クマの出没が想定される。適宜情報を入手し、安全確保に努めること。

[https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mpos=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

[kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mpos=50000&mtp](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mpos=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

[=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mpos=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

全体 位置図



I工区 詳細位置図



2工区 詳細位置図

